鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第４１号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成１２年鳥取市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第２号中「７の項」を「１０６の項」に、「４５の項」を「１４４の項」に改め、同条第３項中「９３の項」を「１９５の項」に、「９４の項」を「１９６の項」に改める。

別表第１中５の項を削り、６の項を５の項とし、９５の項を１９６の項とし、７２の項から９４の項までを１０１項ずつ繰り下げ、同表の７１の項中「８９の項」を「１９０の項」に改め、同項を同表の１７２の項とし、同表中７０の項を１７１の項とし、６９の項を１７０の項とし、６８の項を１６７の項とし、同項の次に次の２項を加える。

168	屋外広告業の登録又は更新の登録	１件につき　１０，０００円
169	屋外広告物講習会の受講料	１件につき　４，４００円

別表第１中６７の項を１６６の項とし、５７の項から６６の項までを９９項ずつ繰り下げ、同表の５６の項中「５８の項」を「１５７の項まで」に改め、同項を同表の

１５５の項とし、同表中１２の項から５５の項までを９９項ずつ繰り下げ、同表の１１の項中「１５の項」を「１１４の項」に改め、同項を同表の１１０の項とし、同表中７の項から１０の項までを９９項ずつ繰り下げ、５の項の次に次の１００項を加える。

6	介護老人保健施設の開設の許可	１件につき　６４，０００円
7	介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可	１件につき　３３，０００円
8	診療所の開設の許可	１件につき　１８，０００円
9	助産所の開設の許可	１件につき　１１，０００円
１０	病院の検査	１件につき　４３，０００円
１１	診療所の検査	１件につき　２２，０００円
１２	助産所の検査	１件につき　１６，０００円
１３	死体の保存の許可	１件につき　３，４００円
１４	毒物又は劇物の販売業の登録	１件につき　１４，７００円
１５	毒物又は劇物の販売業の登録の更新	１件につき　６，４００円
１６	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	１件につき　２，４００円
１７	毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	１件につき　４，０００円
１８	衛生検査所の登録	１件につき　８０，０００円
１９	衛生検査所の登録の変	１件につき　６１，０００円

	更	
２０	衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付	１件につき　８，２００円
２１	薬局の開設の許可	１件につき　２９，０００円
２２	薬局の開設の許可の更新	１件につき　１１，０００円
２３	医薬品の販売業（店舗販売業及び卸売販売業に限る。）の許可	１件につき　２９，０００円
２４	医薬品の販売業（店舗販売業及び卸売販売業に限る。）の許可の更新	１件につき　１１，０００円
２５	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可	１件につき　２９，０００円
２６	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新	１件につき　１１，０００円
２７	再生医療等製品の販売業の許可	１件につき　２９，０００円
２８	再生医療等製品の販売業の許可の更新	１件につき　１１，０００円
２９	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可	１件につき　７，４００円
３０	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更	１件につき　４，０００円

	新	
３１	薬局製造販売医薬品の製造業の許可	１件につき　１１，０００円
３２	薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新	１件につき　５，６００円
３３	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認	１品目につき　９０円
３４	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認	１品目につき　９０円
３５	薬局開設の許可証の書換え交付	１件につき　２，０００円
３６	薬局開設の許可証の再交付	１件につき　２，９００円
３７	医薬品の販売業（店舗販売業及び卸売販売業に限る。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、再生医療等製品の販売業又は薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業の許可証の書換え交付	１件につき　２，０００円
３８	医薬品の販売業（店舗販売業及び卸売販売業に限る。）、高度管理	１件につき　２，９００円

	医療機器等の販売業若しくは貸与業、再生医療等製品の販売業又は薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業の許可証の再交付	
３９	施術所の届出をした旨の証明書の交付	１件につき　２０，０００円
４０	調理師の免許の交付	１件につき　５，６００円
４１	調理師免許証の書換え交付	１件につき　３，２００円
４２	調理師免許証の再交付	１件につき　３，６００円
４３	使用済自動車の引取業者の登録	１件につき　４，０００円
４４	使用済自動車の引取業者の登録の更新	１件につき　３，５００円
４５	使用済自動車のフロン類回収業者の登録	１件につき　５，０００円
４６	使用済自動車のフロン類回収業者の登録の更新	１件につき　４，２００円
４７	使用済自動車の解体業の許可	１件につき　７８，０００円
４８	使用済自動車の解体業の許可の更新	１件につき　７０，０００円
４９	使用済自動車の破砕業の許可	１件につき　８４，０００円

５０	使用済自動車の破砕業の許可の更新	１件につき　７７，０００円	
５１	使用済自動車の破砕業の事業の範囲の変更の許可	１件につき　７５，０００円	
５２	一般廃棄物処理施設の設置の許可	ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第８条第４項に規定する一般廃棄物処理施設	１件につき　１３０，０００円
		イ　ア以外の一般廃棄物処理施設	１件につき　１１０，０００円
５３	一般廃棄物処理施設の変更の許可	ア　廃棄物処理法第８条第４項に規定する一般廃棄物処理施設	１件につき　１２０，０００円
		イ　ア以外の一般廃棄物処理	１件につき　１００，０００円

		施設	
５４	熱回収施設設置者（一般廃棄物処理施設に係るものに限る。次項において同じ。）の認定	１件につき　３３，０００円	
５５	熱回収施設設置者の認定の更新	１件につき　２０，０００円	
５６	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	１件につき　６８，０００円	
５７	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	１件につき　６８，０００円	
５８	産業廃棄物収集運搬業の許可	１件につき　８１，０００円	
５９	産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	１件につき　７３，０００円	
６０	産業廃棄物処分業の許可	１件につき　１００，０００円	
６１	産業廃棄物処分業の許可の更新	１件につき　９４，０００円	
６２	産業廃棄物収集運搬業等の変更の許可	産業廃棄物収集運搬業	１件につき　７１，０００円
		産業廃棄物処分業	１件につき　９２，０００円
６３	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	１件につき　８１，０００円	
６４	特別管理産業廃棄物収	１件につき　７４，０００円	

	集運搬業の許可の更新		
６５	特別管理産業廃棄物処分業の許可	１件につき　１００，０００円	
６６	特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新	１件につき　９５，０００円	
６７	特別管理産業廃棄物収集運搬業等の変更の許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業	１件につき　７２，０００円
		特別管理産業廃棄物処分業	１件につき　９５，０００円
６８	産業廃棄物処理施設の設置の許可	ア　廃棄物処理法第１５条第４項に規定する産業廃棄物処理施設	１件につき　１４０，０００円
		イ　ア以外の産業廃棄物処理施設	１件につき　１２０，０００円
６９	産業廃棄物処理施設の変更の許可	ア　廃棄物処理法第１５条第４項に規定する産業廃棄物処理施設	１件につき　１３０，０００円
		イ　ア以外の産業廃棄物処理施設	１件につき　１１０，０００円
７０	熱回収施設設置者（産業廃棄物処理施設に係	１件につき　３３，０００円	

	るものに限る。次項において同じ。）の認定		
７１	熱回収施設設置者の認定の更新	１件につき　２０，０００円	
７２	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	１件につき　６８，０００円	
７３	産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	１件につき　６８，０００円	
７４	温泉の利用の許可	１件につき　３５，０００円	
７５	温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	１件につき　７，５００円	
７６	クリーニング所の構造設備の検査	１件につき　１６，０００円	
７７	と畜場の設置の許可	一般と畜場	１件につき　２２，０００円
		簡易と畜場	１件につき　１０，０００円
７８	製菓衛生師の免許の交付	１件につき　５，６００円	
７９	製菓衛生師免許証の書換え交付	１件につき　２，８００円	
８０	製菓衛生師免許証の再交付	１件につき　３，５００円	
８１	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	１件につき　３５，０００円

		（昭和４５年法律第２０号。以下「建築物衛生法」という。）第１２条の２第１項第１号から第７号までに掲げる事業	
		建築物衛生法第１２条の２第１項第８号に掲げる事業	１件につき　４５，０００円
８２	食鳥処理の事業の許可	１件につき　１９，０００円	
８３	食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可	１件につき　１０，０００円	
８４	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録	１件につき　１５０，０００円	
８５	食鳥処理衛生管理者の講習会の登録	１件につき　９０，０００円	
８６	食鳥検査	ア　月曜から金曜まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の	１羽につき　３円

		午前７時３０分から午後４時１５分までに行うもの	
		イ　アに掲げる以外に行うもの	１羽につき　４円
８７	食鳥検査の確認規程の認定	１件につき　５，５００円	
８８	食鳥検査の確認規程の変更の認定	１件につき　２，３００円	
８９	第一種動物取扱業の登録	１件につき　１５，０００円	
９０	第一種動物取扱業の登録の更新	１件につき　１２，０００円	
９１	動物取扱責任者研修の実施	１件につき　１，５００円	
９２	特定動物の飼養又は保管の許可	１件につき　１８，０００円	
９３	特定動物の飼養又は保管の変更の許可	１件につき　１２，０００円	
９４	所有者からの犬又は猫の引取り	生後９１日以上のもの	１頭又は１匹につき　２，０００円
		生後９０日以下のもの	１頭又は１匹につき　４００円
９５	第一種動物取扱業の登録証の再交付	１件につき　２，０００円	

９６	特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	１件につき　２，０００円
９７	魚介類行商を営むことの許可	１件につき　１，４７０円
９８	行商鑑札の再交付	１件につき　７８０円
９９	ふぐ処理師の免許の交付	１件につき　２，９９０円
１００	ふぐ処理師免許証の書換え交付	１件につき　１，７００円
１０１	ふぐ処理師免許証の再交付	１件につき　１，７００円
１０２	ふぐ取扱営業の認証	１件につき　２，４３０円
１０３	ふぐ取扱営業認証書の書換え交付	１件につき　１，７００円
１０４	ふぐ取扱営業認証書の再交付	１件につき　１，７００円
１０５	認証営業者の地位を承継した者に係る認証書の書換え交付	１件につき　１，７００円

別表第１備考第１項中「７の項」を「１０６の項」に改め、同表備考第２項中「１０の項」を「１０９の項」に改め、同表備考第３項中「１１の項」を「１１０の項」に、「１４の項」を「１１３の項」に改め、同表備考第４項中「５６の項」を「１５５の項」に、「７の項」を「１０６の項」に改め、同表備考第５項中「６１の項」を「１６０の項」に、「７の項」を「１０６の項」に改め、同表備考第６項中「６１の項による」を「１６０の項による」に改め、同項第１号ア及びイ中「６１の項ア」を「１６０の項ア」に改め、同号ウ中「６１の項イ」を「１６０の項イ」に改め、同表備考第７項中「５９の項」を「１５８の項」に、「６０の項」を「１５９の項」に、

「７の項」を「１０６の項」に改め、同表備考第８項中「６７の項」を「１６６の項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。